

個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました

制度の概要

対象の拡大等

- 都道府県・市区町村がそれぞれの判断で、個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を条例で指定できる制度が創設されました。

今般の制度改正により、所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金の中から都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金について、個人住民税の寄附金控除が受けられることになりました。

具体的には、**条例指定の対象** をご覧ください。

(注1) 所得税の寄附金控除の対象となっている寄附金のうち、国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は条例指定の対象となりません。

住民税の軽減

- 条例で指定された寄附金を支出した方は、寄附金のうち 5千円を超える部分について、次の率を乗じた税額が、寄附をした年の翌年度の個人住民税から軽減されます。

住所地の都道府県が指定した寄附金……………4%

住所地の市区町村が指定した寄附金……………6%

(住所地の都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合、10%)



条例指定の対象

- 都道府県・市区町村は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の中から、住民の福祉の増進に寄与すると判断したものを指定します。所得税の寄附金控除の対象となる寄附金については、**条例指定の対象となる寄附金** をご覧ください。

(国に対する寄附金及び政党に対する政治活動に関する寄附金は対象となりません。)

- 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金であれば、事務所等所在地の都道府県・市区町村以外の都道府県・市区町村も指定することが可能となっています。

(注2) 条例指定を受けるまでの事務手続等については、都道府県・市区町村により異なりますので、詳細は指定を受けようとする都道府県・市区町村の税務担当課にお問い合わせください。



条例指定の対象となる寄附金

1. 指定寄附金（所得税法第78条第2項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金）
2. 独立行政法人に対する寄附金
3. 地方独立行政法人に対する寄附金
4. 特殊法人等のうち所得税法に規定する特定公益増進法人に該当する法人に対する寄附金
5. 公益社団・財団法人に対する寄附金（所得税法に規定する特定公益増進法人で新たな公益法人制度に移行する前の法人も含む。）
6. 学校法人に対する寄附金
7. 社会福祉法人に対する寄附金
8. 更生保護法人に対する寄附金
9. 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
10. 認定NPO法人に対する寄附金（当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限る。ただし、その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

※1 学校の入学に関して支出した寄附金は除く。

※2 2～8については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。

寄附者の申告手続

- 条例で指定された寄附金を支出した方は、税の軽減措置を受けるために、毎年1月1日～12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に確定申告を行う必要があります。

このとき、寄附先から受け取った領収書などを申告書に添付することが必要になります。

（注3）個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の額は、総所得金額等の30%までとされています。

（注4）所得税の電子申告（e-Tax）を利用する場合、領収書の添付は省略可能です。

（ただし、寄附を行った方が3年間領収書を保存することが必要です。）

（注5）個人住民税の寄附金控除のみの適用を受けようとする場合には、住所地の市区町村に個人住民税の申告を行うこともできますが、この場合、所得税の控除は受けられません。



条例で指定された際に必要となる事務処理

- 条例で指定された寄附金に係る団体等は、寄附者の方の申告に係る負担の軽減や、条例指定した都道府県・市区町村の課税事務の効率化に協力していただく観点から、以下のような事務を行っていただく必要があります。

- ・ 条例指定を受けている都道府県・市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする方に交付すること
- ・ 寄附金を受領する際に、寄附者の住所・氏名、寄附金額、受領年月日を記載した受領証明書等を交付すること
- ・ 寄附者の住所・氏名、寄附金額、受領年月日を記載した寄附者名簿を条例指定を受けた都道府県・市区町村別に作成し、寄附を受けた年の翌年の3月15日までに課税事務を行う市区町村等に送付すること 等



都道府県・市区町村が控除対象となる寄附金を条例指定できる制度の創設

対象寄附金

個人住民税の寄附金控除の対象に、所得税の寄附金控除の対象の中から都道府県・市区町村が条例で定めるものが追加されます。

(ただし、国に対する寄附金、政党等に対する政治活動に対する寄附金は対象になりません。)

※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。

⇒ 条例指定の対象となる寄附金については、別紙1をご覧ください。

制度の概要

都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金のうち、5千円を超える部分について税額控除されます。税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%となります。(都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%です。)

⇒ 制度の概要は別紙2をご覧ください。

※ 控除の対象となる寄附金については、お住まいの都道府県・市区町村に確認してください。

手続き等

寄附金控除を受けるためには、寄附を行った方が、条例で指定された団体等が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。
(所得税の確定申告を行う方は住民税の申告は不要です。所得税の確定申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。)

⇒ 手続きの流れについては別紙3をご覧ください。

※ 具体的な寄附の方法などについては、寄附しようとする団体等にお問い合わせ下さい。

※寄附金税制に関するQ&Aをまとめましたので、別紙4をご覧ください。

控除対象となる寄附金

所得税(現行)	個人住民税(改正後)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外]
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして 財務大臣が指定したもの [539件(H17年度の指定数)]	都道府県・市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設)→ 拡充 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成2年度創設) 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成4年度創設)
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [①～⑥の合計:20,662法人(H18.4.1現在)]	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0e0ff;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">新たに都道府県・市区町村の条例により 対象寄附金を指定する仕組みを導入</p> </div>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [80法人(H20.4.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	[対象外]

個人住民税における寄附金税制(都道府県・市区町村以外)の抜本的見直し
(改正のイメージ)

別紙2

改正前

改正後

〔対象寄附金〕

- ・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金
- ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金

現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が
条例により指定した寄附金を追加

(所得税の寄付金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)

〔控除方式〕

所得控除方式

税額控除方式

〔控除率〕

$\left(\frac{\text{適用対象寄附金} \times \text{税率}(10\%)}{\text{総所得金額等}} \right)$
の軽減効果

都道府県指定寄附金は道府県民税から4%税額控除
市区町村指定寄附金は市町村民税から6%税額控除

〔控除対象限度額〕

総所得金額等の25%

総所得金額等の30%

〔適用下限額〕

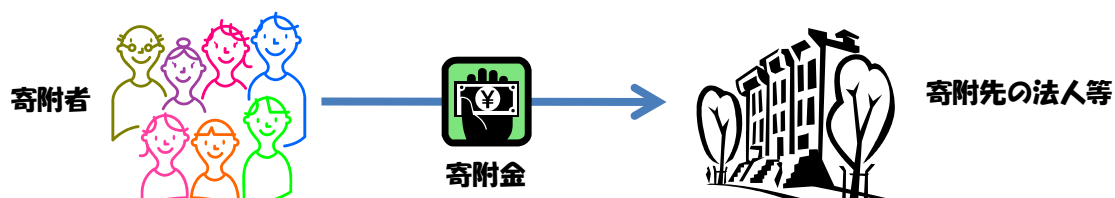
10万円

5千円

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

都道府県・市区町村が条例指定した寄附金を支出した方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

① 寄附先に選んだ団体に対し、寄附

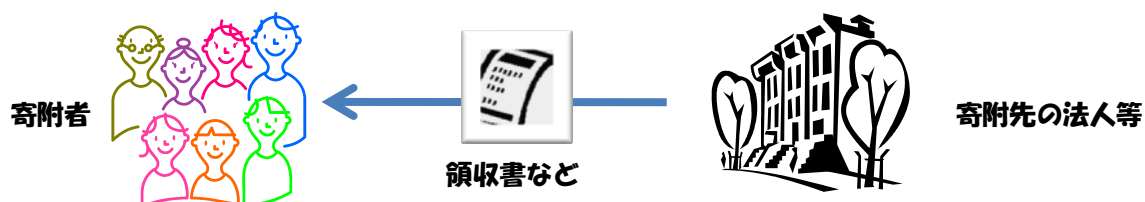


- 寄附しようとする団体が住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されていない場合は住民税の控除は受けられません。

※ 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金は、これまで通り全国の都道府県・市区町村で寄附金控除の対象となります。

- どの寄附金が指定されているか等については、お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- 寄附の方法については、あらかじめ、その団体に問い合わせるなどして、よくご確認してください。

② 寄附先(都道府県・市区町村)から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

③ 寄附金控除に関する申告

- 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。

(注)所得税の申告の方法や様式については、[「国税庁のホームページ」](#)などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注)所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
 - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
 - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます。
- IIについては、寄附金から5千円を差し引いた額について、都道府県指定の寄附金は4%、市区町村指定の寄附金は6%が税額控除されます。(都道府県と市区町村どちらからも指定されている場合は10%が税額控除されます。)

詳しくは、寄附をしようとする団体等、あるいは住所地の市区町村までお問い合わせください。

Q&A

◎寄附金税額控除（条例指定団体関係）

- Q1. どのような団体に対する寄附金が税の軽減対象となるのですか？
- Q2. 条例により指定された寄附金を知りたいのですがどうしたらよいですか？
- Q3. 住所地の都道府県・市区町村の区域外の法人等に対する寄附金も対象になりますか？
- Q4. 軽減される税金の額はどのように決まるのですか？
- Q5. 住所地の都道府県と市区町村の両方から条例指定されている寄附金の場合、軽減される額はどのように決まるのですか？
- Q6. 私は、平成20年8月1日に条例指定団体に対する寄附を行いました。税金の軽減を受けるのはいつなのですか？都道府県・市区町村への寄附の具体的な方法を教えてください。
- Q7. 適用を受けるにはどういった手続きが必要なのですか？
- Q8. 確定申告をしない場合はどうしたらいいのですか？
- Q9. 私は、平成20年8月に住所地のA市が条例で指定した団体に寄附を行い、平成20年10月にB市に引越したのですが、B市はこの団体に対する寄附金を条例により指定していません。この場合、税金は軽減されますか？

寄附金税額控除（条例指定団体関係） Q & A

(Q1)どのような団体に対する寄附金が税の軽減対象となるのですか？

所得税の軽減対象寄附金(公益社団・財団法人、社会福祉法人、学校法人等に対する寄附金)のうち都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金も税の軽減対象となりました。ただし、国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金は対象となりませんのでご注意ください。

なお、住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金、住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金はこれまで通り全国の都道府県・市区町村で税の軽減対象となります。

(Q2)条例により指定された寄附金を知りたいのですがどうしたらよいですか？

各都道府県・市区町村によって、条例指定された寄附金が異なります。お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせ下さい。

(Q3)住所地の都道府県・市区町村の区域外の法人等に対する寄附金も対象になりますか？

条例指定の対象は、住所地の都道府県・市区町村の区域内の法人等に対する寄附金に限定されません。住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、住所地の都道府県・市区町村の条例で指定されれば控除対象になります。

(Q4) 軽減される税金の額はどのように決まるのですか？

寄附金額から5,000円を控除した額に控除率を乗じた額となります。

都道府県の条例により指定されている寄附金については、控除率を4%として計算します。また、市区町村の条例により指定されている寄附金については、控除率を6%として計算します。

《例: 県指定寄附金3万円のケース》

(寄附金30,000円－5,000円) × 4% = 住民税(道府県民税)の控除額1,000円

《例: 市指定寄附金2万円のケース》

(寄附金20,000円－5,000円) × 6% = 住民税(市町村民税)の控除額900円

(Q5) 住所地の都道府県と市区町村の両方から条例指定されている寄附金の場合、軽減される額はどのように決まるのですか？

寄附金額から5,000円を控除した額に道府県民税控除率4%と市町村民税控除率6%の合計の10%を乗じた額となります。

《例: 県・市指定寄附金3万円のケース》

(寄附金30,000円－5,000円) × 10% = 住民税の控除額2,500円

(道府県民税1,000円、市町村民税1,500円)

(Q6) 私は、平成20年8月1日に条例指定団体に対する寄附を行いました。税金の軽減を受けるのはいつなのですか？

平成20年1月1日～12月31日までの寄附金は、住民税の場合、平成21年6月以降納めていただく平成21年度の税金が本来納めていただく税額より軽減されます。

また、所得税の場合は平成20年の所得税が軽減されます。

したがって、N年1月1日～12月31日までの寄附金は、N+1年度分の住民税とN年分の所得税がそれぞれ控除されることとなります。

(Q7)適用を受けるにはどういった手続きが必要なのですか？

所得税と住民税の両方の税金の軽減を受けようとする方は、所得税の確定申告が必要になります。

(Q8)確定申告をしない場合はどうしたらいいのですか？

寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の市区町村に対して住民税の申告を行えば住民税の軽減を受けることができます。

(サラリーマン、年金受給者の場合は、簡易な申告書を提出すればよいこととなっております。)

ただし、この場合は所得税の軽減は受けられませんのでご注意ください。

(Q9)私は、平成20年8月に住所地のA市が条例で指定した団体に寄附を行い、平成20年10月にB市に引越したのですが、B市はこの団体に対する寄附金を条例により指定していません。この場合、税金は軽減されますか？

この場合、住民税の軽減は受けることは出来ません。寄附金を支払った年の翌年1月1日現在の住所地の都道府県・市区町村が、寄附先の団体に対する寄附金を条例指定していることが必要となります。